

タイトル	公共事業紛争における対立構造の認知
著者	福野，光輝；岩本，育子
引用	北海学園大学経営論集，5(4)：13-21
発行日	2008-03-00

公共事業紛争における対立構造の認知¹⁾

福 野 光 輝 ・ 岩 本 育 子

This study investigated whether (a) citizens' cognitive representations of conflict structure in public works projects, (b) their procedural justice perception regarding the government's implementation of public works projects, and (c) citizens' perceptions of overall governmental justice affected perceived possibility of conflict resolution. A total of 158 women, 161 men, and 4 gender- unidentified participants completed a mail survey of 1,400 likely voters over 20 years old residing in 8 Japanese cities. Perceived procedural justice, both of perceived microjustice and macrojustice concerns in the government, and perceived microjustice concerns among residents who are opposed to public works project policies increased citizens' overall justice evaluation of the government, although perceived microjustice concerns in the opponents of those policies did not increase. Furthermore, citizens' perceptions of overall governmental justice, their perceptions of government's microjustice concerns, and their perceptions of opponents' macrojustice concerns prompted perceived possibility of conflict resolution. These results suggested that citizens perceive conflicts between government and residents over public works projects as disagreement between government's macrojustice concerns and residents' microjustice concerns.

Keywords : public works project, conflict resolution, cognitive frame of conflict, microjustice, macrojustice

公共事業において社会全体の効率を追求する行政と、それによってさまざまな負担を強いられる地域住民との利害対立をどのように調整すべきかは紛争解決研究における重要な問題である。この問題に対して、近年、一般市民が公共事業政策をどのように評価し受容しているのかを明らかにしようとする研究が蓄積されつつある。そのなかでくりかえし指摘されていることのひとつは、一般市民の公共受容が、行政に対する信頼感とともに、行

政に対する社会的公正感に規定されていることである (e.g., 青木・鈴木, 2005; 馬場, 2002; 藤井, 2005; 藤井・竹村・吉川, 2002; 福野・大淵, 2001; 大淵, 2005; 大淵・福野, 2003; 大淵・福野・今在, 2003)。

1) 本研究は平成18年度文科省科学研究費補助金(基盤研究(B)(2), 研究代表者 大淵憲一, 課題番号15330132)および平成17年度文部科学省研究費補助金(若手研究(B), 研究代表者 福野光輝, 課題番号17730367)の助成を得た。

社会的公正感と公共受容の関連を指摘する先行研究は、分配的公正と手続き的公正の両側面をあつかってきたが、その焦点は手続き的公正の効果に向けられてきた（青木・鈴木，2005；馬場，2002；藤井，2005；藤井・竹村・吉川，2002；福野・大淵，2001）。その理由として、まず手続き的公正を集団における権威者への態度や行動の規定因とする分析枠組みが、国や政府に対する一般市民の受容意識を明らかにしようとする視点と一貫していることがあげられる。さらに、公共受容を促す実践的な示唆を得るという点で、分配的公正より手続き的公正の効果がより注目されやすかったことがあるだろう。利害調整が必要となる公共事業の実施においては、それによって利益を受ける受益者と負担を強いられる負担者がしばしば生じる²⁾。その意味では、この種の公共事業の実施において分配的不正の発生は不可避である。それに対して手続き的公正は、分配される資源が制限される状況で当事者の満足度を向上させるために利用可能であり（e.g., Lind & Tyler, 1988）、負担者の公共受容を促進させる手立てとして重視されてきた。また公共事業が一般市民にもたらす利益と負担が具体性に乏しくなりがちであることも（大淵，2005）、分配的公正への研究関心の高まりを抑制した原因であろう。

マイクロ公正関心とマクロ公正関心の対立としての公共事業紛争

しかし公共事業をめぐる行政と地域住民の

利害対立という観点からみると、事業実施手続きへの不公正感だけがその争点であるとは考えにくい。そこには対立を導く当事者双方の利害関心の不一致が存在する。行政側は社会全体の便益の向上や地域間の利便性格差の解消を実現するために公共事業を実施しようとする。一方、事業実施によって負担を強いられる地域住民は、他地域の住民と比較して自分たちだけに負担が生じることに不公正を感じるかもしれない。このような利害関心の不一致は、公共事業の実施によって生じる結果をめぐってのものであり、当事者双方の分配的公正関心にもとづくものと考えられる。

Brickman, Folger, Goode, & Schul (1981) は分配的公正をマイクロ公正とマクロ公正に区別した。マイクロ公正は貢献度や必要性といった個人属性にもとづいておこなわれる資源分配に対する公正判断である。一方、マクロ公正は集団全体の目標実現を考慮して資源分配がなされる場合の公正判断である。その目標には集団成員が均等に資源を得ることや成員間の資源格差を最小化することなどが含まれ、集団全体の資源分布を事前に制約する。分配的公正判断が2つの側面からなされうことは、マイクロ公正判断とマクロ公正判断がしばしば対立することを示唆する。公共事業において負担を強いられる地域住民が居住地域と他の地域との比較によって公正判断を行う一方で、行政が社会全体の利便性向上の観点から公正判断を行い、事業実施を進めるならば、公共事業をめぐるこうした対立は行政側のマクロ公正関心にもとづく意思決定と地域住民側のマイクロ公正にもとづく利害関心の不一致ととらえることができるだろう。いずれの紛争当事者もマイクロ公正関心とマクロ公正関心をもちうるが、対立が顕著となるような状況では一方のマイクロ公正関心と他方のマクロ公正関心の不一致が生じていると考えられる。本研究で仮定する行政と地域住民のマイクロおよびマクロ公正

2) 公共事業紛争において想定される当事者には行政と地域住民以外にも、中央省庁、地方自治体、議会、業界、賛成住民などが考えられるが（福野，2005）、本研究では、議論が複雑になるのを避けるためと、回答者である一般市民が対立構造を想像しやすいという点から、公共事業を実施しようとする行政とそれに反対する地域住民という対立状況をとりあげた。

関心を表1に示した。いずれの当事者においてもマイクロ公正関心は地域の必要性や個別の事情への配慮をもとめるものであるのに対して、マクロ公正関心は社会全体の利便性の向上や事業実施による費用便益の地域間格差の解消にもとづくものである。少なくとも、一般市民の側からみて、行政がマイクロ公正に関心を向けたり、地域住民がマクロ公正の観点から意思決定をおこなっているように知覚されることはありうるだろう。行政が特定の地域や業界の事情を考慮して事業を実施しているようにみえるときには、行政はマイクロ公正に関心を向けていると解釈されやすいと考えられる。一方、地域住民も廃棄物処分場の建設には常に反対するわけではなく、居住地域の廃棄物の受け入れには比較的寛容であることが指摘されている(村山, 1999)。地域住民のこうした態度の背景にはマクロ公正関心の存在がうかがえる。

公共事業をめぐる対立が長期化し解決が困難になりやすいのは、その構造がマイクロ公正関心とマクロ公正関心の不一致によるものだからではないだろうか。当事者双方が自らの主張を、個人的利害から離れた公正を実現するものと知覚すれば、その主張は正当化されやすく、譲歩の動機づけは低まるだろう(Thompson & Loewenstein, 1992)。また公正関心のちがいにともづく紛争は、当事者以外の一般市民からみても、その解決は困難であると知覚されやすいだろう。紛争解決の困難さの知覚はどのような解決手続きをとるべきかといった解決過程を左右すると考えられる。本研究では、公正関心のちがいにともづく対立が解決過程にどのような影響をおよぼすかを検討するひとつの段階として、当事者の公正関心と対立の解決可能性に関する一般市民の知覚を測定しその関連性を検討する。

本研究の目的と仮説

公共事業はそれが実施される当該地域だけでなく、その周辺地域にも広く影響をおよぼす。事業計画やその実施においては、むしろ比較的利害の低い一般市民の意向が事業に関する世論を広く形成し影響力をもつ(中谷内・大沼, 2003)。それゆえ、直接の利害関係者ではない一般市民が公共事業紛争の対立構造をどのように認知するかを理解することは、効果的な紛争解決策を探る上で有益である。

そこで本研究では、公共事業の利害対立状況と対立の解決可能性を一般市民がどのように認知しているかを検討する。第一に、事業実施過程に対する手続き的公正感と、紛争当事者である行政と地域住民それぞれに対してマイクロおよびマクロな分配的公正関心を知覚することが、行政に対する全体的な公正感に影響するかを検討する。行政に対する全体的な公正感とは、一般市民が紛争当事者の公正関心をどのように知覚するかによって規定されると考えられる。具体的には、まず先行研究から示唆されるように、一般市民が事業実施過程の手続き的公正を強く知覚するにつれ行政の全体的公正感も高まるだろう(仮説1)。また公共事業の実施において行政に対して分配的公正関心が知覚されるにつれ、それがマイクロな関心であれマクロな関心であれ、一般市民の行政に対する全体的公正感も高まるだろう(仮説2)。一方、地域住民が分配的公正の観点から事業への反対を主張するような場合には、一般市民はその主張の正当性を認めやすいと考えられる。そのため、住民側に分配的公正関心が知覚されるにつれ、それがマイクロな関心であれマクロな関心であれ、行政に対する全体的公正感は低くなると予想される(仮説3)。さらに行政に対する全体的公正感が高まると考えられることから、対立の解決可能性に関する

表1 本研究でもちいた調査項目、平均値、標準偏差

調査項目	M	SD	α
公共事業の現状と今後			
現在の日本の公共事業政策には満足している。	2.47	0.97	
日本は、現在の公共事業の規模を維持するべきだと思う。	3.09	1.24	
公共事業の見直しについては関心がある。	4.66	0.97	
公共事業は、今後も、わたしたちの生活を快適にするために必要である。	3.99	1.23	
行政との利害調整が必要となるような公共事業が、自分の住む地域にも興る可能性はあると思う。	4.18	1.10	
利害対立の解決可能性			
対立は解決可能である。多くの場合、それぞれの当事者は対立を解決する意志があるようにみえる。	3.36	1.06	
行政マイクロ公正関心			.63
政府や行政システムは、必要性の高い地域に優先して公共事業を実施しようとしている。	3.43	1.31	
政府や行政システムは、その地域の事情にそのつど合わせた考えを持って、公共事業の実施を決めている。	2.98	1.13	
行政マクロ公正関心			.83
政府や行政システムは公共事業を実施することで、国の経済を全体として活性化しようとしている。	3.49	1.22	
政府や行政システムは公共事業を実施することで、国の利便性を全体として向上させようとしている。	3.45	1.12	
政府や行政システムは公共事業を実施することで、利便性の高い地域と低い地域の差を小さくしようとしている。	2.98	1.09	
政府や行政システムは、その地域個別の事情より、社会全体としての利益を考えて、公共事業の実施を決めている。	3.07	1.15	
住民マイクロ公正関心			.65
公共事業に反対する地域住民は、他の地域の住民と比較して、自分たちだけに負担がしょうじることを解消しようとしている。	3.48	1.05	
公共事業に反対する地域住民は、その計画に自分たちの個別の事情が考慮されていないことに不満をもっている。	4.22	0.95	
公共事業に反対する地域住民は、その地域全体の利益のために、自分たちの生活を犠牲にしなければならないことに不満をもっている。	4.12	1.04	
住民マクロ公正関心			.71
公共事業に反対する地域住民は、その事業をおこなっても地域の利便性が全体として向上しないことを行政に理解させようとしている。	3.82	1.01	
公共事業に反対する地域住民は、それを通して、自然環境や生態系を保護しようとしている。	4.18	1.11	
公共事業に反対する地域住民は、それによって負担を強いられる住民とそうでない住民の利害の差を改めようとしている。	3.48	1.04	
公共事業に反対する地域住民は、自分たちの個別の事情より、社会全体の利益を考えた上で反対している。	3.30	1.18	
手続き的公正感			
政府と行政システムは、公共事業の計画を決定するさい、関連地域の住民に行政に対して自分の意見を述べる機会を与えている。	2.70	1.04	
全体的公正感			
政府と行政システムは公正な観点から公共事業の計画を立てている。	2.69	1.07	

一般市民の知覚とも正の関連を示すと予想される(仮説4)。

方 法

回答者

調査対象者は全国の20歳以上の有権者1,400名で、全国8市町の選挙人名簿にもとづき等間隔無作為抽出法(系統抽出法)により選抜した。調査地域は、札幌市西区、北海道石狩郡当別町、仙台市泉区、宮城県亶理郡山元町、東京都品川区、大阪市平野区福岡市早良区、福岡県糸島郡志摩町である³⁾。有効回答は323名(男性161名、女性158名、不明4名)であり、回収率は23.1%であった。回答者の平均年齢は53.76歳($SD=15.35$)、範囲は20~84歳である。20代28名(男性8名、女性20名)、30代36名(男性15名、女性21名)、40代48名(男性22名、女性26名)、50代81名(男性43名、女性38名)、60代71名(男性41名、女性30名)、70歳以上59名(男性32名、女性23名、不明4名)で、やや年長者の回答者が多かった。

調査の手続きと調査票

2006年7月27日から8月31日にかけて郵送法による調査を行った。調査票に対する回答は無記名である。回答者には各項目に対し自分の考えにどれくらいあてはまるかを1点(全然そう思わない)から6点(強くそう思う)で評価させた。調査票は6つの質問群から構成され、質問Aでは日本の政府と行政システムへの評価(21項目)、質問Bでは公

3) 各調査地域の抽出数と回収数は次のとおりである(括弧内に回収数/抽出数として記述した)。札幌市西区(51/150)、北海道石狩郡当別町(53/150)、仙台市泉区(39/150)、宮城県亶理郡山元町(31/150)、東京都品川区(47/250)、大阪市平野区福岡市早良区(40/250)、福岡県糸島郡志摩町(38/150)。

共事業の現状と今後に関する評価(8項目)⁴⁾、質問Cでは公共事業紛争の特徴に関する評価(31項目)、質問Dでは紛争当事者の利害関心に関する評価(19項目)、質問Eでは紛争解決手続きの選好(16項目)、質問Fでは人口統計学的変数への回答をもとめた。ただし本研究では、仮説検証のために必要な質問C(1項目)および質問D(15項目)への回答をとりあげる。

公共事業の現状と今後に関する評価 表1にあるように、日本の公共事業の現状に対する評価として、公共事業に対する満足度と現在の規模を維持すべきかどうかをたずねた。また公共事業の今後に関して、将来的な必要性、見直しに対する関心、公共事業紛争が自分の居住地域で生じる可能性についての知覚をたずねた。

公共事業紛争の特徴に関する評価 公共事業をめぐって生じた利害対立の解決可能性を、回答者がどのくらい知覚しているか評価させた。本研究では「対立は解決可能である。多くの場合、それぞれの当事者は対立を解決する意志があるようにみえる」という1項目を

4) 本調査では、日本の公共事業の現状に対する回答者の基本的態度を把握するため、質問項目として含めた。おもな質問項目と平均値、標準偏差は以下のとおりであった。「現在の日本の公共事業政策には満足している」($M=2.47, SD=0.97$)、「日本は現在の公共事業の規模を維持すべきだと思う」($M=3.09, SD=1.24$)、「公共事業の見直しについては関心がある」($M=4.66, SD=0.97$)、「公共事業は、今後も、わたしたちの生活を快適にするために必要である」($M=3.99, SD=1.23$)、「行政との利害調整が必要となるような公共事業が、自分の住む地域にもおこる可能性はあると思う」($M=4.18, SD=1.10$)。全体的傾向として、回答者は公共事業の現状への満足度は低く、見直しに対しては高い関心が示された。ただ今後の必要性に関しては肯定的な傾向がみられ、公共事業を一様に否定しようとする姿勢は顕著ではなかった。さらに、回答者は将来的に公共事業紛争の当事者となる可能性を高く見積もっていた。

もちいた。

紛争当事者の利害関心に関する評価 公共事業をめぐる利害対立の構造に対する知覚を測定するために、紛争当事者となった場合の行政と地域住民がマイクロな公正関心とマクロな公正関心をどのくらいもっていると思うか評価させた。具体的には次のように教示した。「公共事業をめぐるしばしば行政と住民のあいだに利害対立がしょうじるのは、それぞれの当事者が多様な利害関心をもっているからだと考えられます。あなたからみて、それぞれの当事者はどのような利害関心をもっていると思いますか」。ついで公共事業の実施過程における発言機会の観点から行政

の手続き的公正を評価させるとともに、行政による公共事業の実施に関する全体的公正感を評価させた。

結 果

紛争当事者の公正関心に対する認知構造

紛争当事者の公正関心に対する認知を測定した13項目について因子分析をおこなった（主因子法、プロマックス回転、表2）。因子数は固有値1以上の基準を設けた。その結果、因子1には行政のマクロ公正とマイクロ公正の双方が、因子2には住民マクロ公正が、因子3には住民マイクロ公正が高負荷を示した。

表2 分配的公正関心の認知に関する因子分析結果（主因子法、プロマックス回転）

調査項目	因子1	因子2	因子3
政府や行政システムは、その地域個別の事情より、社会全体としての利益を考えて、公共事業の実施を決めている。(行政マクロ)	0.785	0.058	-0.100
政府や行政システムは公共事業を実施することで、国の利便性を全体として向上させようとしている。(行政マクロ)	0.752	-0.014	0.040
政府や行政システムは公共事業を実施することで、国の経済を全体として活性化しようとしている。(行政マクロ)	0.742	0.092	-0.034
政府や行政システムは公共事業を実施することで、利便性の高い地域と低い地域の差を小さくしようとしている。(行政マクロ)	0.671	0.004	0.008
政府や行政システムは、その地域の事情にそのつど合わせた考えを持って、公共事業の実施を決めている。(行政マイクロ)	0.652	-0.144	0.054
政府や行政システムは、必要性の高い地域に優先して公共事業を実施しようとしている。(行政マイクロ)	0.542	0.004	0.086
公共事業に反対する地域住民は、それを通して、自然環境や生態系を保護しようとしている。(住民マクロ)	-0.001	0.747	0.014
公共事業に反対する地域住民は、その事業をおこなっても地域の利便性が全体として向上しないことを行政に理解させようとしている。(住民マクロ)	-0.136	0.633	0.159
公共事業に反対する地域住民は、自分たちの個別の事情より、社会全体の利益を考えた上で反対している。(住民マクロ)	0.054	0.608	-0.222
公共事業に反対する地域住民は、それによって負担を強いられる住民とそうでない住民の利害の差を改めようとしている。(住民マクロ)	0.090	0.460	0.153
公共事業に反対する地域住民は、その地域全体の利益のために、自分たちの生活を犠牲にしなければならないことに不満をもっている。(住民マイクロ)	-0.022	-0.036	0.842
公共事業に反対する地域住民は、その計画に自分たちの個別の事情が考慮されていないことに不満をもっている。(住民マイクロ)	-0.022	0.010	0.657
公共事業に反対する地域住民は、他の地域の住民と比較して、自分たちだけに負担がしょうじることを解消しようとしている。(住民マイクロ)	0.250	0.005	0.405

因子数は固有値1以上の基準を設けた。また因子間相関は因子1と因子2が.128、因子1と因子3が.208、因子2と因子3が.393であった。

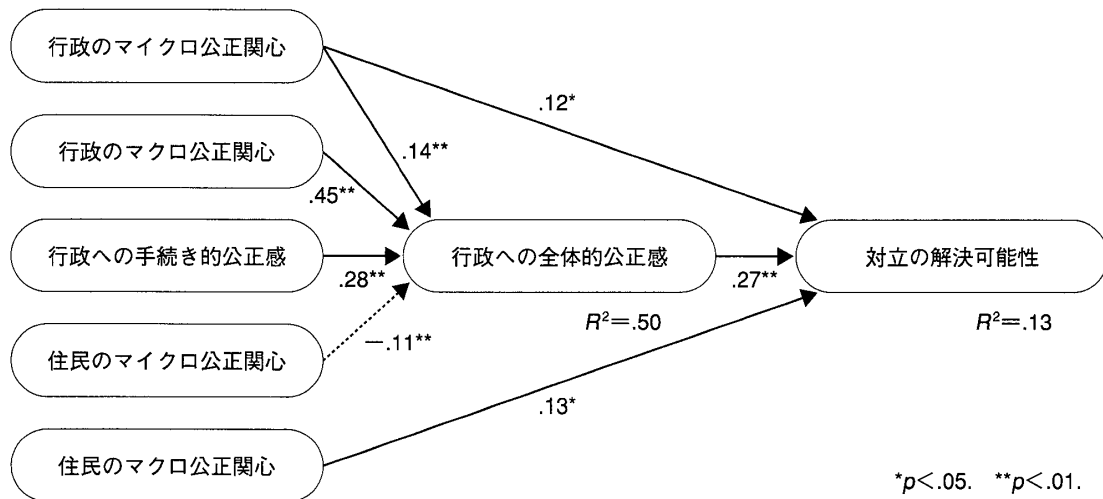


図1 公正関心認知, 行政への全体的公正感, 対立の解決可能性認知の重回帰分析
 図中の数値は標準偏回帰係数。

公正関心認知が全体的公正感と対立の解決可能性におよぼす効果

一般市民からみた紛争当事者の公正関心が行政に対する全体的公正感と利害対立の解決可能性の認知におよぼす効果を検討するため重回帰分析をおこなった(図1)。公正関心認知の因子分析では行政のマクロ公正関心とマイクロ公正関心が同一因子を構成したが、理論的には異なる意味をもつものであり、また仮説を検証するためにも、今回の分析では別々の変数としてあつかった。分析の結果、まず公共事業実施過程に関する手続き的公正感、行政のマイクロ公正関心およびマクロ公正関心への認知が行政に対する全体的公正感と正の関連を示した。一方、住民のマイクロ公正関心への認知は行政への全体的公正感と負の関連を示した。また対立の解決可能性認知に対しては、全体的公正感からの正の関連がみられたとともに、行政のマイクロ公正関心および住民のマクロ公正関心から直接的な正の関連がみられた。有意な効果が示された変数の許容度に関する統計量はもっとも低いもので.597であり多重共線性の可能性は確認されなかった。

考 察

事業実施過程への手続き的公正感は行政への全体的公正感を高めたことから仮説1は支持された。また、一般市民が行政側のマイクロ公正関心とマクロ公正関心を知覚するにつれ、行政への全体的公正感も強まったことから仮説2も支持された。一方、住民側のマイクロ公正関心に対する一般市民の認知は、仮説3で予想したように、行政の全体的公正感を弱めたが、マクロ公正関心認知と全体的公正感の関連は示されず、仮説3は部分的にしか支持されなかった。行政の全体的公正感は利害対立の解決可能性の知覚を強めることが示され、仮説4は支持された。また、行政のマイクロ公正関心と住民のマクロ公正関心に対する認知はいずれも対立の解決可能性の知覚を促進させた。

行政に対する全体的公正感の規定因

先行研究と一貫して本研究においても、手続き的公正感と分配的公正関心認知の2つの公正判断はいずれも行政に対する全体的な公正評価を規定していた。とくに、これまで指摘されてきた公共事業に対する分配的公正評

価だけでなく、事業主体である行政や地域住民のもつ分配的公正関心に対する認知にも独自の効果が認められたことは、公共事業に関する一般市民の分配的公正評価は単純ではないことを示している。さらに行政側のマイクロ公正関心とマクロ公正関心に対する認知も行政の公正評価にそれぞれ影響したことから、一般市民は行政が示した公共事業の目的に関してマイクロな視点とマクロな視点の双方から把握しようとする姿勢をもっていることがうかがえる。ただし分配的公正関心認知の因子分析では行政のマイクロ公正関心とマクロ公正関心は区別されなかった。今回の調査では、マイクロ公正関心の質問項目として必要性原理を、マクロ公正関心の質問項目として均等性や社会全体の効率をもちいたが、その地域および社会全体の便益向上の側面のみに入れた内容だったため、ある地域の利便性向上と社会全体のそれとが両立可能であるという見方のみを強調したかもしれない。マクロ公正原理は均等性や差の最小化以外にも、資源分布の格差をある程度認めつつも限度を定める平均化原理や、社会の異なる集団間の資源や機会の格差に配慮する下位集団原理がある（Brickman et al., 1981）。また環境論争においては、次世代に対する責任や義務を社会的決定を行う際のマクロ公正基準のひとつとして含める立場もある（Clayton, 1994, 1998）。さらに分配的公正判断を個人単位でおこなうか自分の所属する集団単位でおこなうかでマイクロ・マクロ公正が分類されることもあり（e.g., 大淵・福野, 2003; Wenzel, 2004）、マクロ公正の概念は多様である。今後はマクロ公正に関する概念整理を進めつつ、公共事業の実施に際してより関連の深い公正関心を反映した項目を作成して調査をおこなう必要がある。

住民側のマイクロ公正関心に対する認知が行政の全体的公正感を弱めたことは、事業実施によって強いられる負担を回避しようとする

住民側の主張が、一般市民からは正当なものとして知覚されやすい可能性を示している。地域住民のこうしたマイクロな関心は見方を変えれば「地域エゴ」と否定的によばれることもあるが、近隣地域の市民はむしろ肯定的に受けとめる傾向があるかもしれない。ただ本調査の回答者は公共事業問題に比較的関心をもち、将来的に紛争当事者となりうる可能性を高く認知しており、そのことが地域住民の立場からの評価を促した可能性もある。

一方、住民側のマクロ公正関心認知は全体的公正感を規定せず、一般市民は反対住民による環境保護や事業の非効率性の主張を、事業主体に対する公正判断とは独立に評価していた。部分的にはあるが、おそらく事業計画を策定する際の公正さは事業自体が直接、人々におよぼす結果から判断される要素が強く、環境保護の訴えはそうした判断の観点からするとやや間接的であると解釈できるかもしれない。

対立の解決可能性認知の規定因

行政への全体的公正感が対立の解決可能性認知を高めたことは、事業計画の策定において公正さに配慮することが、計画に対する公共受容を促進するだけでなく、その計画をめぐる生じた紛争を円滑に解決するためにも重要であることを表している。また対立可能性認知は行政側のマイクロ公正関心認知と住民側のマクロ公正関心認知によっても高められた。逆にいえば、この結果は、行政がマクロ公正の観点から事業実施を主張し住民がマイクロ公正の観点から反対を主張した場合には紛争が生じやすくなるというように公共事業紛争の対立構造が認知されている可能性を示唆する。ただ、行政のマクロ公正関心と住民のマイクロ公正関心が対立の解決可能性認知を直接抑制する効果は認められず、対立構造に対するこうした認知と対立の解決可能性を知覚する過程は別かもしれない。

本研究の制約と今後の課題

ひとつの公共事業が実施されることによって影響を受ける市民は、潜在的にはあるいは長期的には、国民全体を仮定することが可能かもしれないが、実際には局所的であることが多いだろう。公共事業紛争が居住地域や直接的な利害はなくとも近隣地域で起きている場合には、調査回答者の回答傾向も変化することが考えられる。今後は、そうした地域をとくに対象として調査をおこない、公共事業紛争に対する認知過程を明らかにするとともに、一般市民のそれとの比較をおこなっていく必要がある。

引用文献

- 青木俊明・鈴木 温 (2005). 社会資本整備における賛否態度の形成：公正の絆理論と態度変容モデルの統合 実験社会心理学研究, 45, 42-54.
- Brickman, P., Folger, R., Goode, E., & Schul, Y. (1981). Microjustice and macrojustice. In M. J. Lerner & S. C. Lerner (Eds.), *The justice motive in social behavior* (pp.173-202). New York: Plenum.
- 馬場健司 (2002). NIMBY 施設立地プロセスにおける公平性の視点：分配的公正と手続き的公正による住民参加の評価フレームに向けての基礎的考察 都市計画論文集, 37, 295-300.
- Clayton, S. (1994). Appeals to justice in the environmental debate. *Journal of Social Issues*, 50, 13-27.
- Clayton, S. (1998). Preference for macrojustice versus microjustice in environmental decisions. *Environment and Behavior*, 30, 162-183.
- 藤井 聡 (2005). 行政に対する信頼の醸成条件 実験社会心理学研究, 45, 27-41.
- 藤井 聡・竹村和久・吉川肇子 (2002). 「決め方」と合意形成：社会的ジレンマにおける利己的動機の抑制に向けて 土木学会論文集, 709/IV-56, 13-26.
- 福野光輝・大淵憲一 (2001). 公共事業における紛争解決手続きの選好 日本社会心理学会第42回大会発表論文集, 370-371.
- Lind, E. A., & Tyler, T. R. (1988). *The social psychology of procedural justice*. New York: Plenum.
- 村上武彦 (1999). 公共事業における住民との合意形成：廃棄物処理施設の立地を例に 自治体学研究, 79, 42-48.
- 中谷内一也・大沼 進 (2003). 環境リスクマネジメントにおける信頼と合意形成：千歳川放水路計画についての札幌市での質問紙調査 実験社会心理学研究, 42, 187-200.
- 大淵憲一 (2005). 公共事業政策に対する公共評価の心理学的構造：政府に対する一般的信頼と社会的公正感 実験社会心理学研究, 45, 65-76.
- 大淵憲一・福野光輝 (2003). 社会的公正と国に対する態度の絆理論：多水準公正評価、分配的および手続き的公正 社会心理学研究, 18, 204-212.
- 大淵憲一・福野光輝・今在慶一郎 (2003). 国の不変信念と社会的公正感：デモグラフィック変数、国に対する態度、及び抗議反応との関係 応用心理学研究, 28, 112-123.
- Thompson, L. L., & Loewenstein, G. (1992). Ego-centric interpretations of fairness and interpersonal conflict. *Organizational Behavior & Human Decision Processes*, 51, 176-197.
- Wenzel, M. (2004). Social identification as a determinant of concerns about individual-, group-, and inclusive-level justice. *Social Psychology Quarterly*, 67, 70-78.